

平成 2 8 年 1 2 月 8 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄 殿

提出者 坂 内 鉄 次

賛成者 渡 部 一 樹

〃 渡 部 信 夫

〃 齋 藤 仁 一

〃 遠 藤 金 美

〃 大川原 謙 一

〃 齋 藤 勘 一 郎

〃 山 口 和 男

議会案第 1 2 号 慎重な憲法論議を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

慎重な憲法論議を求める意見書

本年 7 月の参議院議員選挙の結果、憲法改正を主張する政党の構成が衆・参議院それぞれで 3 分の 2 を超えたことから、憲法をめぐる議論が活発になっている。

憲法第 96 条で、「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会がこれを発議できる」と定めていることから、憲法改正の条件が整ったとの主張もあるが、今回の参議院議員選挙で与党が憲法問題をあえて争点としなかった背景の一つには、与党内に憲法改正の温度差があり、公明党の山口代表は、記者会見で「各党の間で、憲法に対する考えは、なんの集約にも至っていない」とした上で、「国会だけが独走するのでは、国民投票には到底結びつかない」と指摘している。

一方で、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものもあり、参議院選挙での出口調査などを見れば、憲法改正が必要 33%、必要ない 32%、どちらともいえないが 35% と憲法改正が国民的要求になっているとは言えない。

言うまでもなく憲法制定権は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎない。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかである。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

衆・参議院の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 8 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄

【意見書提出先】

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿